

○輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1255 号）

令和 8 年 9 月 30 日改正

国自審第 1685 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別添 輸入自動車特別取扱制度		別添 輸入自動車特別取扱制度	
目次（略）		目次（略）	
第 1 用語の定義		第 1 用語の定義	
本制度における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。		本制度における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。	
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
<u>(6) 「世界技術規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(7)～(27)（略）</u>		<u>(6)～(26)（略）</u>	
第 2～第 4（略）		第 2～第 4（略）	
別紙 輸入自動車特別取扱要領		別紙 輸入自動車特別取扱要領	
目次～第 11（略）		目次～第 11（略）	
別表（届出書の添付書面の記載要領等）（第 1 関係）		別表（届出書の添付書面の記載要領等）（第 1 関係）	
添 付 書 面	記 載 要 領 等	添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 車両諸元要目表	<u>1 様式は、次によること。</u> <u>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下「乗用車」という。）であって、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあつては第 2 号様式及び第 3 号様式の 1</u> <u>(2) 専ら乗用の用に供する二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては第</u>	1 車両諸元要目表	<u>1 様式は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車にあつては第 2 号様式及び第 3 号様式、その他の自動車で 2 軸車にあつては第 2 号様式の 1 及び第 3 号様式、それ以外にあつては第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式とする。</u>

	<u>2号様式及び第3号様式の2</u> <u>(3) 上記(1)及び(2)以外の自動車で2</u> <u>軸車にあっては第2号様式の1及び</u> <u>第3号様式の1</u> <u>(4) 上記(1)～(3)以外の自動車にあっ</u> <u>ては第2号様式の2及び第3号様式</u> <u>の1</u> <u>2 第3号様式の1又は第3号様式の</u> <u>2</u>にあっては、当該自動車に装着さ れていない装置の項目については削 除することができる。 <u>3</u> 記載要領は、附則5「車両諸元要 目表の記載要領」の例によること。		
2 外観図及び外観写真	(略)	2 外観図及び外観写真	(略)
3 構造・装置の概要説明書	(略)	3 構造・装置の概要説明書	(略)
4 保安基準の規定に適合する ことを証する書面		4 保安基準の規定に適合する ことを証する書面	
(1) 保安基準等適合検討書	保安基準及び細目告示の規定に適合 しているかどうかを検討した結果を記 載すること。また、次に掲げる書面を 添付すること。 <u>(削除)</u> <u>①</u> 技術基準適合証明書（届出に係る 自動車に適用される細目告示技術基 準又は協定規則に適合していること を証した書面をいう。） 証明にあっては、適合している細 目告示技術基準又は協定規則に対応 する試験規程、附則12 別表に掲げ る技術基準又は同等と認められる外 国の試験方法を記載するものとし る。 ただし、(2)の試験成績書が提出 される試験については、適合してい	(1) 保安基準等適合検討書	保安基準及び細目告示の規定に適合 しているかどうかを検討した結果を記 載すること。また、次に掲げる書面を 添付すること。 <u>① 灯火三面図</u> <u>②</u> 技術基準適合証明書（届出に係る 自動車に適用される細目告示技術基 準又は協定規則に適合していること を証した書面をいう。） 証明にあっては、適合している細 目告示技術基準又は協定規則に対応 する試験規程、附則12 別表に掲げ る技術基準又は同等と認められる外 国の試験方法を記載するものとし る。 ただし、(2)の試験成績書が提出 される試験については、適合してい

	ることの証明は必要ない。 ② 装置指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること（指定装置等に限る。）。		ることの証明は必要ない。 ③ 装置指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること（指定装置等に限る。）。
(2) 試験成績書	(略)	(2) 試験成績書	(略)
① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護装置試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護装置試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護装置試験 ⑦ 歩行者頭部装置及び脚部保護装置試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験	(略) 施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。 ②及び③の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、1型式当たりの販売台数が5年間で1,000台以下のものにおいて、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。	① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護装置試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護装置試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護装置試験 ⑦ 歩行者頭部装置及び脚部保護装置試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。 ②及び③の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、1型式当たりの販売台数が5年間で1,000台以下のものにおいて、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については4(1)②の技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。
⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTCモード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又はWMTCモード	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。	⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTCモード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又はWMTCモード	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。

	⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験（暖機放置時及び終日保管時排出試験） ⑪ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験	同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。		⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験（暖機放置時及び終日保管時排出試験） ⑪ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験	同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。
	⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及びWHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) 8モード黒煙	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。		⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及びWHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) 8モード黒煙	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。

⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス	⑬、⑮、⑲、⑳ (前部霧灯試験、側方照射灯試験、番号灯試験、後退灯試験及び後部霧灯試験に限る。)、㉒、㉓、㉔及び㉕の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、㉔ (番号灯試験に限る。)、㉗ (圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く)、㉒、㉓及び㉔ <u>について</u> 技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。 さらに、㉓(a)(b)(d)の試験成績書については研究所が定める条件を満たす場合 <u>は</u>、技術基準適合証明書に代えることができる。	⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス	⑬、⑮、⑲、⑳ (前部霧灯試験、側方照射灯試験、番号灯試験、後退灯試験及び後部霧灯試験に限る。)、㉒、㉓、㉔及び㉕の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、㉔ (番号灯試験に限る。)、㉗ (圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く)、㉒、㉓及び㉔ <u>にあっては</u>、<u>4(1)②の</u>技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。 さらに、㉓の試験成績書については研究所が定める条件を満たす場合、<u>4(1)②の</u>技術基準適合証明書に代えることができる。
---	--	---	---

	容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ②③ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ②④ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部霧灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部霧灯 ②⑤ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験 (c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ②⑥ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝				容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ②③ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ②④ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部霧灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部霧灯 ②⑤ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験 (c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ②⑥ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝			
--	---	--	--	--	---	--	--	--

	突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ボールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ②⑦ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ②⑧ 外装の試験 ②⑨ 外装の手荷物積載用部品の試験 ③⑩ 外装の電波送受信アンテナの試験 ③⑪ 電磁両立性試験 ③⑫ WNTe試験			突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ボールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ②⑦ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ②⑧ 外装の試験 ②⑨ 外装の手荷物積載用部品の試験 ③⑩ 外装の電波送受信アンテナの試験 ③⑪ 電磁両立性試験 ③⑫ WNTe試験	
	③⑬ 燃料消費率試験 (a) WLTC モード (b) JC08 モード (c) 重量車モード (d) JH25モード	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。		③⑬ 燃料消費率試験 (a) WLTC モード (b) JC08 モード (c) 重量車モード (d) JH25モード	施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。

	㊼ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ㊽ プログラム等改変システムに関する試験 ㊾ 自動運行装置に関する試験	公的試験機関又は研究所が発行した試験成績書		㊼ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ㊽ プログラム等改変システムに関する試験 ㊾ 自動運行装置に関する試験	公的試験機関又は研究所が発行した試験成績書
5	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	(略)	5	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	(略)
6	届出者が自動車の販売を業とする者である場合は、自動車の製作者との間に締結した販売契約書の写し	(略)	6	届出者が自動車の販売を業とする者である場合は、自動車の製作者との間に締結した販売契約書の写し	(略)
7	車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）		7	車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
8	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	8	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)
9	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面 (1) 構造基準等適合検討書 (2) その他	(略)	9	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面 (1) 構造基準等適合検討書 (2) その他	(略)
備考 1～2 (略)			備考 1～2 (略)		
第 1 号様式～第 2 号様式の 2 (略)			第 1 号様式～第 2 号様式の 2 (略)		
<u>第 3 号様式の 1 (車両諸元要目表) (第 1 関係) (用紙の大きさは、日本</u>			<u>(新設)</u>		

<u>産業規格A列4番とする。)</u>			
<u>1.</u>	<u>車両構造上の一般的特徴</u> <u>General construction characteristics of the vehicle</u>		<u>(新設)</u>
<u>1.3.2.</u>	<u>操舵軸数及び位置</u> <u>Number and position of steered axles</u>	<u>軸数：</u> <u>Number of axles</u>	<u>(新設)</u>
		<u>位置：</u> <u>Position</u>	
<u>1.6.</u>	<u>原動機の位置と配置</u> <u>Position and arrangement of the engine</u>	<u>位置：</u> <u>Position</u>	<u>(新設)</u>
		<u>配置：</u> <u>Arrangement</u>	
<u>1.8.</u>	<u>運転位置：左／中央／右</u> <u>Hand of drive : left/center/right</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.</u>	<u>質量及び寸法</u> <u>Masses and dimensions</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.3.1.</u>	<u>各操舵される車軸の輪距 (mm)</u> <u>Track of each steered axle (mm)</u>	<u>前：</u> <u>Front</u>	<u>(新設)</u>
		<u>後：</u> <u>Rear</u>	
<u>2.3.2.</u>	<u>他の車軸の輪距 (mm)</u> <u>Track of all other axles (mm)</u>	<u>前：</u> <u>Front</u>	<u>(新設)</u>
		<u>後：</u> <u>Rear</u>	
<u>2.8.</u>	<u>車両総重量の許容限度 (kg)</u> <u>Permissible limit for Gross vehicle weight (kg)</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.9.</u>	<u>各車軸の許容限度 (kg)</u> <u>Permissible limit for each</u>	<u>前：</u> <u>Front</u>	<u>(新設)</u>

	<u>axle (kg)</u>		
		<u>後：</u> <u>Rear</u>	
<u>3.</u>	<u>動力装置</u> <u>Propulsion energy converter</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.</u>	<u>内燃機関</u> <u>Internal combustion engine</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.1.</u>	<u>作動原理及びサイクル</u> <u>Working principle and cycle</u>	<u>作動原理：</u> <u>Working principle</u>	<u>(新設)</u>
		<u>サイクル：</u> <u>Cycle</u>	
<u>3.2.1.2.</u>	<u>シリンダの数と配置</u> <u>Number and arrangement of cylinders</u>	<u>シリンダ数：</u> <u>Number of cylinders</u>	<u>(新設)</u>
		<u>配置：</u> <u>Arrangement</u>	
<u>3.2.3.</u>	<u>燃料タンク</u> <u>Fuel tank(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.3.1.</u>	<u>主燃料タンク</u> <u>Service fuel tank(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.3.1.1.</u>	<u>主燃料タンクの数及び容量 (L)</u> <u>Number and capacity of each tank (L)</u>	<u>数：</u> <u>Number</u>	<u>(新設)</u>
		<u>容量：</u> <u>Capacity</u>	
<u>3.2.3.2.</u>	<u>副燃料タンク</u> <u>Reserve fuel tank(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.3.2.1.</u>	<u>副燃料タンクの数及び容量 (L)</u> <u>Number and capacity of each tank (L)</u>	<u>数：</u> <u>Number</u>	<u>(新設)</u>
		<u>容量：</u> <u>Capacity</u>	
<u>3.2.8.</u>	<u>吸気装置</u>		<u>(新設)</u>

	<u>Intake system</u>		
<u>3.2.8.1.</u>	<u>過給機の有無</u> <u>Pressure charger: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.8.2.</u>	<u>インタークーラーの有無</u> <u>Intercooler: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.9.</u>	<u>排気装置</u> <u>Exhaust system</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.9.4.</u>	<u>消音器の型式及び製作者</u> <u>Make(s) and type(s) of</u> <u>exhaust silencer(s)</u>	<u>主消音器の型式：</u> <u>Type(s) of main</u> <u>silencer</u>	<u>(新設)</u>
		<u>主消音器の製作者：</u> <u>Make(s) of main</u> <u>silencer</u>	
		<u>副消音器の型式：</u> <u>Type(s) of sub-</u> <u>silencer</u>	
		<u>副消音器の製作者：</u> <u>Make(s) of sub-</u> <u>silencer</u>	
<u>3.2.9.5.</u>	<u>排気管開口部の位置</u> <u>Location of the exhaust</u> <u>outlet</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.</u>	<u>排出ガス発散防止対策</u> <u>Measures taken against air pollution</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.</u>	<u>排出ガス発散防止装置</u> <u>Pollution control devices</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.1.</u>	<u>触媒の有無</u> <u>Catalytic converter: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.2.1.</u>	<u>酸素センサーの有無</u> <u>Oxygen sensor: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.3.</u>	<u>二次空気供給装置の有無</u> <u>Air injection: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.4.</u>	<u>排気ガス再循環装置の有無</u>		<u>(新設)</u>

	Exhaust gas recirculation: <u>yes/no</u>		
<u>3.2.12.2.5.</u>	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>Evaporative emissions</u> <u>control system: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.6.</u>	微粒子除去装置の有無 <u>Particulate trap: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.7.</u>	車載式故障診断装置の有無 <u>On-board-diagnostic system:</u> <u>yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.8.</u>	その他の装置 <u>Other system</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.</u>	電動機 <u>Electric machine</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.1.</u>	形式（巻線、励起） <u>Type (winding, excitation)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.1.1.1.</u>	最高出力（kW） <u>Maximum net power (kW)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.1.1.2.</u>	定格出力（kW） <u>Rated power (kW)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.1.2.</u>	作動電圧（V） <u>Operating voltage (V)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.2.</u>	充電式エネルギー貯蔵システム（REESS） <u>REESS</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.2.4.</u>	位置 <u>Position</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.</u>	変速機 <u>Transmission</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.2.</u>	形式 <u>Type</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.5.</u>	ギヤボックス <u>Gearbox</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.5.1.</u>	形式		<u>(新設)</u>

	Type		
4.6.	変速比 Gear ratios		(新設)
4.7.	最大設計車速 (km/h) Maximum vehicle design speed (km/h)		(新設)
5.	車軸 Axles		(新設)
5.3.	形式 Type	前： Front	(新設)
		後： Rear	
6.	緩衝装置 Suspension		(新設)
6.2.	各車軸又はホイールにおける 緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front	(新設)
		後： Rear	
6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no		(新設)
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for driving axle(s): yes/no	前： Front	(新設)
		後： Rear	
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non- driving axle(s): yes/no	前： Front	(新設)
		後： Rear	

<u>6.6.1.</u>	<u>タイヤ／ホイールの組み合わせ</u> <u>Tyre/wheel combination(s)</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.</u>	<u>車軸</u> <u>Axles</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.</u>	<u>前軸</u> <u>Front axle</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.1.</u>	<u>タイヤサイズ記号</u> <u>Tyre size designation</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.2.</u>	<u>負荷能力指数</u> <u>Load-capacity index</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.3.</u>	<u>速度区分記号</u> <u>Speed category symbol</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.4.</u>	<u>ホイールリムサイズ</u> <u>Wheel rim size (s)</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.5.</u>	<u>ホイールオフセット</u> <u>Wheel off-set(s)</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.</u>	<u>後軸</u> <u>Rear axle</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.1.</u>	<u>タイヤサイズ記号</u> <u>Tyre size designation</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.2.</u>	<u>負荷能力指数</u> <u>Load-capacity index</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.3.</u>	<u>速度区分記号</u> <u>Speed category symbol</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.4.</u>	<u>ホイールリムサイズ</u> <u>Wheel rim size (s)</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.5.</u>	<u>ホイールオフセット</u> <u>Wheel off-set(s)</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.2.</u>	<u>スペアホイール</u> <u>Spare wheel</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.7.</u>	<u>タイヤ空気圧監視システム</u> <u>Tyre pressure monitoring system</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.7.1.</u>	<u>装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>

	Presence: <u>yes/no</u>		
<u>7.</u>	<u>かじ取装置</u> <u>Steering</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.2.</u>	<u>伝達及び制御</u> <u>Transmission and control</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.2.1.</u>	<u>かじ取装置の形式</u> <u>Type of steering</u> <u>transmission</u>	<u>前：</u> <u>Front</u>	<u>(新設)</u>
		<u>後：</u> <u>Rear</u>	
<u>7.2.2.</u>	<u>かじ取装置の詳細</u> <u>Linkage to wheels</u>	<u>前：</u> <u>Front</u>	<u>(新設)</u>
		<u>後：</u> <u>Rear</u>	
<u>7.2.3.</u>	<u>支援方法（有する場合）</u> <u>Method of assistance (if</u> <u>any)</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.4.</u>	<u>緊急車線維持装置</u> <u>Emergency lane-keeping system</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.4.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.</u>	<u>車線逸脱警報装置</u> <u>Lane Departure Warning System</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.6.</u>	<u>補正操舵機能</u> <u>Corrective Directional Control Function</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.6.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>8.</u>	<u>制動装置</u> <u>Brakes</u>		<u>(新設)</u>
<u>8.5.</u>	<u>ABS の装備の有無</u> <u>Anti-lock braking system:</u>		<u>(新設)</u>

	<u>yes/no</u>		
<u>8.9.</u>	<u>制動装置の詳細</u> <u>Brief description of the</u> <u>braking system</u>	<u>主ブレーキ：</u> <u>Main brake</u>	<u>(新設)</u>
		<u>駐車ブレーキ：</u> <u>Parking brake</u>	
<u>8.12.</u>	<u>衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>Advanced emergency braking system</u>		<u>(新設)</u>
<u>8.12.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.</u>	<u>車体</u> <u>Bodywork</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.3.</u>	<u>乗員ドア、ラッチ及びヒンジ</u> <u>Occupant doors, latches and hinges</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.3.1.</u>	<u>ドア形状と数</u> <u>Door configuration and</u> <u>number of doors</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.9.</u>	<u>視野確保装置</u> <u>Devices for indirect vision</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.9.1.</u>	<u>後写鏡</u> <u>Rear-view mirrors</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.9.1.1.</u>	<u>製作者名</u> <u>Make</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.9.1.3.</u>	<u>バリエーション</u> <u>Variant</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.9.2.</u>	<u>後方等確認装置</u> <u>Devices for indirect vision</u> <u>other than mirrors</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.10.</u>	<u>乗車装置</u> <u>Interior arrangement</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.10.3.</u>	<u>座席</u> <u>Seats</u>		<u>(新設)</u>
<u>9.10.3.1.1.</u>	<u>位置と配置</u>		<u>(新設)</u>

	<u>Location and arrangement</u>		
<u>9.12.2.</u>	<u>補助拘束装置の種類及び位置</u> <u>Nature and position of</u> <u>supplementary restraint</u> <u>systems</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.</u>	<u>その他</u> <u>Miscellaneous</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.8.</u>	<u>事故自動緊急通報装置</u> <u>eCall-system</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.8.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.9.</u>	<u>車両接近通報装置</u> <u>Acoustic Vehicle Alerting System</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.9.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.16.</u>	<u>事故情報計測記録装置</u> <u>Event data recorder</u>		<u>(新設)</u>
<u>12.16.1.</u>	<u>装備：有／無</u> <u>Presence: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>17.</u>	<u>自動運行装置の有無</u> <u>Automated driving system:</u> <u>yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>性能</u> <u>Performance</u>			<u>(新設)</u>
	<u>制動停止距離(m) (初速(km/h))</u> <u>Braking stopping distance (m)</u> <u>(Initial speed (km/h))</u>		<u>(新設)</u>
	<u>JH25 モード燃料消費率</u> <u>(km/Nm³又は km/kg)</u> <u>JH25-mode fuel consumption</u> <u>rate (km/Nm³ or km/kg)</u>		<u>(新設)</u>
	<u>都市間走行モード燃料消費率</u> <u>(JH25 モード燃料消費率)</u>		<u>(新設)</u>

	(km/L, km/Nm ³ 又はkm/kg) <u>Intercity highway-mode fuel consumption rate (JH25-mode fuel consumption rate)</u> (km/L, km/Nm ³ or km/kg)		
	<u>LMH 燃料消費率 (km/L)</u> <u>LMH fuel consumption rate (km/L)</u>		<u>(新設)</u>
第3号様式の2 (車両諸元要目表) (第1関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)			<u>(新設)</u>
<u>1.</u>	<u>車両構造上の一般的特徴</u> <u>General construction characteristics</u>		<u>(新設)</u>
<u>1.3.</u>	<u>車軸及び車輪の数</u> <u>Number of axles and wheels</u>		<u>(新設)</u>
<u>1.3.1.</u>	<u>複輪を有する車軸</u> <u>Axles with twinned wheels</u>		<u>(新設)</u>
<u>1.8.</u>	<u>動力性能</u> <u>Propulsion unit performance</u>		<u>(新設)</u>
<u>1.8.1</u>	<u>最大設計車速 (km/h)</u> <u>Declared maximum vehicle speed (km/h)</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.</u>	<u>質量及び寸法</u> <u>Masses and dimensions</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.2.</u>	<u>車両寸法の範囲</u> <u>Range of vehicle dimensions</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.2.5.</u>	<u>輪距</u> <u>Wheel tread</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.2.5.1.</u>	<u>前部輪距 (mm) :</u> <u>Front wheel tread (mm)</u>		<u>(新設)</u>
<u>2.2.5.2.</u>	<u>後部輪距 (mm) :</u> <u>Rear wheel tread (mm)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.</u>	<u>原動機の一般特性</u>		<u>(新設)</u>

	<u>General powertrain characteristics</u>		
<u>3.2.</u>	<u>内燃機関</u> <u>Combustion engine</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.2.</u>	<u>作動原理</u> <u>Working principle</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.3.</u>	<u>サイクル</u> <u>Cycle</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.4.</u>	<u>シリンダ</u> <u>Cylinders</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.4.1.</u>	<u>数</u> <u>Number</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.4.2.</u>	<u>配置</u> <u>Arrangement</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.</u>	<u>排気システム及び制御</u> <u>Exhaust system and control</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.5.</u>	<u>排気騒音低減装置の型式、マーキング</u> <u>Type, marking of exhaust noise-</u> <u>abatement device(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.8.</u>	<u>繊維性材料を含有する排気騒音低減装</u> <u>置の有無</u> <u>Exhaust noise-abatement device</u> <u>containing fibrous materials:</u> <u>yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.</u>	<u>純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置</u> <u>Pure electric and hybrid electric propulsion and</u> <u>control</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.3.</u>	<u>電動機</u> <u>Electric propulsion motor</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.3.1.</u>	<u>電動機の数</u> <u>Number of electric motors for</u> <u>propulsion</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.3.3.2.</u>	<u>方式（巻線、励磁）</u> <u>Type (winding, excitation)</u>		<u>(新設)</u>

<u>3.3.4.</u>	<u>原動機用蓄電池</u> <u>Propulsion batteries</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.1.</u>	<u>主原動機用蓄電池</u> <u>Primary propulsion battery</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.1.1.</u>	<u>電池のセル数</u> <u>Number of cells</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.1.3.</u>	<u>容量 (Ah)</u> <u>Capacity (Ah)</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.1.4.</u>	<u>電圧 (V)</u> <u>Voltage (V)</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.2.</u>	<u>副原動機用蓄電池</u> <u>Secondary propulsion battery</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.2.1.</u>	<u>電池のセル数</u> <u>Number of cells</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.2.3.</u>	<u>容量 (Ah)</u> <u>Capacity (Ah)</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.2.4.</u>	<u>電圧 (V)</u> <u>Voltage (V)</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.5.</u>	<u>ハイブリッド電気自動車</u> <u>Hybrid electric vehicle</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.5.1.</u>	<u>エンジン又は電動機の組み合わせ</u> <u>Engine or motor combination</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.5.2.</u>	<u>ハイブリッド電気自動車のカテゴリー</u> <u>Category of hybrid electric vehicle</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.</u>	<u>動力伝達装置及び制御</u> <u>Drive-train and control</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.2.</u>	<u>クラッチ</u> <u>Clutch</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.2.1.</u>	<u>方式</u> <u>Method</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.3.</u>	<u>変速機</u> <u>Transmission</u>	<u>(新設)</u>

<u>3.5.3.3.</u>	<u>方式</u> <u>Method</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.5.4.</u>	<u>変速比</u> <u>Gear ratios</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.7.</u>	<u>緩衝装置及び制御</u> <u>Suspension and control</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.7.1.</u>	<u>懸架装置及びその制御システムの概要説明</u> <u>Brief description and schematic drawing of suspension and its control system</u>		<u>(新設)</u>
<u>3.7.6.</u>	<u>ショック・アブソーバーの有無</u> <u>Shock absorbers: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.</u>	<u>環境性能に関する一般情報</u> <u>General information on environmental and propulsion performance</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.</u>	<u>排出ガス発散防止装置</u> <u>Tailpipe emission-control system</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.2.</u>	<u>触媒コンバータ</u> <u>Catalytic converter</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.2.1.</u>	<u>数</u> <u>Number</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.2.9.</u>	<u>位置</u> <u>Location</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.3.2.</u>	<u>酸素センサーの位置</u> <u>Oxygen sensor location</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.4.1.</u>	<u>二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明</u> <u>Brief description and schematic drawing of the secondary air-injection system and its control system</u>		<u>(新設)</u>

<u>4.1.5.1.</u>	<u>排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明</u> <u>Brief description and schematic drawing of the EGR system and its control system</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.6.3.</u>	<u>微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明</u> <u>Brief description and schematic drawing of the particulate filter and its control system</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.8.</u>	<u>その他の排出ガス発散防止装置</u> <u>Additional tailpipe emission-control devices</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.1.8.1.</u>	<u>作動原理</u> <u>Working principle</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.2.</u>	<u>ブローバイ・ガス還元装置</u> <u>Crankcase emission control system</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.2.1.</u>	<u>ブローバイ・ガス還元装置の構成</u> <u>Configuration of crank-case gas recycling system</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.3.</u>	<u>燃料蒸発ガス抑止装置</u> <u>Evaporative emission control system</u>		<u>(新設)</u>
<u>4.3.1.</u>	<u>燃料蒸発ガス抑止装置の有無</u> <u>Evaporative emissions control system: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.</u>	<u>安全機能に関する情報</u> <u>Information on functional safety</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.</u>	<u>制動装置</u> <u>Braking systems</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.2.1.</u>	<u>前輪、後輪及び側車の制動装置</u> <u>Front, rear and sidecar brakes</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.2.2.</u>	<u>駐車ブレーキ</u> <u>Parking braking system</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.2.3.</u>	<u>その他の制動装置</u>		<u>(新設)</u>

	<u>Any additional braking system</u>		
<u>6.2.4.</u>	<u>ABS／CBS</u> <u>Anti-lock/Combined braking system</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.4.1.</u>	<u>ABS の装備の有無</u> <u>Anti-lock braking system: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.4.2.</u>	<u>CBS の装備の有無</u> <u>Combined braking system: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.2.4.3.</u>	<u>ABS 及び CBS の装備の有無</u> <u>Anti-lock and combined braking system: yes/no</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.12.</u>	<u>後方視認</u> <u>Rearward visibility</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.12.1.</u>	<u>後写鏡</u> <u>Rear-view mirrors</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.12.1.1.</u>	<u>後写鏡の位置</u> <u>Rearview mirror position</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.12.2.</u>	<u>後写鏡以外の間接視界装置</u> <u>Devices for indirect vision other than mirrors</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.12.2.1.</u>	<u>装置の説明</u> <u>Description of the device</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.</u>	<u>タイヤ／ホイールの組み合わせ</u> <u>Tyres/wheels combination</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.</u>	<u>タイヤ</u> <u>Tyres</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.1.</u>	<u>タイヤサイズ記号</u> <u>Size designation</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.1.1.</u>	<u>前軸</u> <u>Front axle</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.1.2.</u>	<u>後軸</u> <u>Rear axle</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.1.3.</u>	<u>側車</u> <u>Sidecar</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.2.</u>	<u>負荷能力指数</u>	<u>前軸：</u>	<u>(新設)</u>

	<u>Load-capacity index</u>	<u>Front axle</u>	
		<u>後軸：</u> <u>Rear axle</u>	
		<u>側車：</u> <u>Sidecar</u>	
<u>6.18.1.3.</u>	<u>速度区分記号</u> <u>Speed category symbol</u>	<u>前軸：</u> <u>Front axle</u>	<u>(新設)</u>
		<u>後軸：</u> <u>Rear axle</u>	
		<u>側車：</u> <u>Sidecar</u>	
<u>6.18.2.</u>	<u>ホイール</u> <u>Wheels</u>		<u>(新設)</u>
<u>6.18.2.1.</u>	<u>ホイールリムサイズ</u> <u>Rim size(s)</u>	<u>前軸：</u> <u>Front axle</u>	<u>(新設)</u>
		<u>後軸：</u> <u>Rear axle</u>	
		<u>側車：</u> <u>Sidecar</u>	
<u>7.</u>	<u>車両構造に関する情報</u> <u>Information on vehicle construction</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.</u>	<u>燃料タンク</u> <u>Fuel tank(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.1.</u>	<u>主燃料タンク</u> <u>Main fuel tank(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.1.1.</u>	<u>主燃料タンクの容量 (L)</u> <u>Maximum capacity (L)</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.2.</u>	<u>副燃料タンク</u> <u>Reserve fuel tank(s)</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.2.1.</u>	<u>副燃料タンクの容量 (L)</u> <u>Maximum capacity (L)</u>		<u>(新設)</u>
<u>7.6.</u>	<u>車載式故障診断装置の機能要件</u> <u>On-board diagnostics functional requirements</u>		<u>(新設)</u>

7.6.1.1.	車載式故障診断装置の有無 On-board diagnostics system : yes/no		(新設)
性能 Performance			(新設)
	制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))		(新設)
(削除)			第3号様式 (車両諸元要目表) (第1関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)
第4号様式～第6号様式 (略)			第4号様式～第6号様式 (略)
附則1～附則3 (略)			附則1～附則3 (略)
附則4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領			附則4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領
輸入自動車特別取扱要領 (以下「取扱要領」という。) 第1第1項の規定による輸入自動車特別取扱届出書、第6の規定による輸入自動車特別取扱変更届出書 (以下「届出書」と総称する。) 及びその添付書面についての提出方法は、次によるものとする。 1. 届出書の作成と提出先等 (1) 届出書及びその添付書面の作成 届出者は、届出書及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。 ただし、変更届出であって、構造装置以外の変更にあっては第1分冊のみを作成すればよい。 また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第2分冊の提出を省略することができる。			輸入自動車特別取扱要領 (以下「取扱要領」という。) 第1第1項の規定による輸入自動車特別取扱届出書、第6の規定による輸入自動車特別取扱変更届出書 (以下「届出書」と総称する。) 及びその添付書面についての提出方法は、次によるものとする。 1. 届出書の作成と提出先等 (1) 届出書及びその添付書面の作成 届出者は、届出書及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。 ただし、変更届出であって、構造装置以外の変更にあっては第1分冊のみを作成すればよい。 また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第2分冊の提出を省略することができる。
第1分冊	(1) 届出書		第1分冊 届出書、別記様式の提出書面一覧表及び別表第1の添付書面
	(2) 別記様式の提出書面一覧表		

<u>第2分冊</u>		(3) 別表第1の添付書面	<u>第2分冊 届出書の写し、別記様式の提出書面一覧表及び別表第2の添付書面</u>		
		(1) 届出書の写し			
		(2) 別記様式の提出書面一覧表			
		(3) 別表第2の添付書面			
(2)～(3) (略)			(2)～(3) (略)		
2. 届出資料の提出 (略)			2. 届出資料の提出 (略)		
別表第1 (届出書の添付書面・審査・リコール課用)			別表第1 (届出書の添付書面・審査・リコール課用)		
整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等	整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等
1	車両諸元要目表		1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	<u>灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。</u>	2	外観図及び外観写真	<u>(新設)</u>
3	構造装置の概要説明書		3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 新規届出又は変更届出の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量が増加するものにあつては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 種別、通称名、用途及び形状 ④ 適用される排出ガス規制年 ⑤ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑥ 変更届出の場合は構造変更経緯の内容 ⑦ 新技術として採用した技術 ⑧ 旅客運送事業用自動車として適合していない項目		(1) 主要な構造・装置の概要説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 新規届出又は変更届出の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量が増加するものにあつては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 種別、通称名、用途及び形状 ④ 適用される排出ガス規制年 ⑤ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑥ 変更届出の場合は構造変更経緯の内容 ⑦ 新技術として採用した技術 ⑧ 旅客運送事業用自動車として適合していない項目

		⑨ 抜取り頻度の緩和の有無 ⑩ 自動運行装置の機能の概要 ⑪ 協定規則第 171 号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）			⑨ 抜取り頻度の緩和の有無 ⑩ 自動運行装置の機能の概要 ⑪ 協定規則第 171 号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
	(2) 改善措置事項説明書			(2) 改善措置事項説明書	
	(3) 検査時に注意する事項	検査時に注意する事項として、記載する内容は当面以下の内容のうち該当するものとする。 <u>(削除)</u>		(3) 検査時に注意する事項	検査時に注意する事項として、記載する内容は当面以下の内容のうち該当するものとする。 <u>① 騒音防止対策説明（自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。）協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機</u>

		<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		<u>の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u> <u>② 排出ガス対策説明</u> <u>③ 高電圧からの乗車人員保護対策説明</u> <u>④ かじ取装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明（協定規則第 79 号に適合しているものを除く。）</u> <u>⑤ 常時四輪駆動車などマルチテスター使用を前提とした自動車の説明</u> <u>⑥ ハイブリッド自動車のアイドリングストップしない方法の説明</u> <u>⑦ 二輪自動車のアイドリング運転における排出ガス測定方法の説明</u> <u>⑧ 突入防止装置、ステア形状及び寸法一覧表（「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、突入防止装置の構造等の説明）</u> <u>⑨ 前部潜り込みを防止する車体構造の構造等の説明</u> <u>⑩ 大型貨物自動車スピードリミッタの確認方法</u> <u>⑪ 有機ガラス（JIS マーク無）の確認方法</u> <u>⑫ 最大安定傾斜角度測定時のエアサスペンション調整に係る説明（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く）</u> <u>⑬ ブレーキ適合カテゴリ（協定規則第 13 号適用車（軽自動車を除く）のみ）</u> <u>⑭ 指定装置等一覧表</u> <u>⑮ かじ取装置適合カテゴリ（協定規則第 79 号適用車（乗用車（乗車定員 9 人以</u>
--	--	---	--	---

		<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ① <u>ブレーキテストによる検査時に注意する事項</u> ② <u>スピードメータテストによる検査時に注意する事項</u> ③ <u>ヘッドライトテストによる検査時に注意する事項</u> ④ <u>排出ガステストによる検査時に注意する事項</u> ⑤ <u>OBD 検査時に注意する事項</u> ⑥ <u>消音器その他の騒音防止装置に係る説明（自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある</u>		<u>下に限る。）及び 3.5t 以下の貨物自動車（軽自動車に限る。）を除く。））</u> ⑩ <u>車両接近通報装置が故障していることを示す表示灯等の説明（当該表示灯等が装備されている場合に限る。）</u> ⑪ <u>後退時車両直後確認装置の説明（協定規則第 158 号の規則 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準に適合するものとしてカメラ装置の取付位置の範囲を指定した指定装置等又はカメラ装置の取付位置の範囲を指定して輸入自動車特別取扱の届出をした自動車にあっては、カメラ及び画像表示装置の一覧表を添付する。）</u> ⑫ <u>電動機の型式のラベルの様式及び標示位置の説明（ラベルを標示する場合に限る。）</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
--	--	---	--	--

	場合は表示位置を記載すること。) 協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード(近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。 ⑦ <u>ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置に係る説明</u> ⑧ <u>突入防止装置の構造等の説明</u> ⑨ <u>前部潜り込み防止装置の構造等の説明</u> ⑩ <u>速度抑制装置の確認方法</u> ⑪ <u>最大安定傾斜角度測定時のエアサスペンション調整に係る説明(乗車定員 10 人以下の乗用自動車を除く。)</u> ⑫ <u>ブレーキ適合カテゴリ(UN R13 が適用される自動車に限る。)</u> ⑬ <u>けん引自動車の仕様説明</u> ⑭ <u>車両後退通報装置の認証情報(単品認証と車両認証の別)</u> ⑮ <u>後退時車両直後確認装置の説明(協定</u>				(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
--	--	--	--	--	---

		<u>規則第 158 号の規則 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16.及び 17.に定める基準に適合するものとしてカメラ装置の取付位置の範囲を指定した指定装置等又はカメラ装置の取付位置の範囲を指定して輸入自動車特別取扱の届出をした自動車にあっては、カメラ及び画像表示装置の一覧表を添付する。)</u> <u>⑩ 多軸を有する自動車の重量分布の計算式</u> <u>⑪ 指定装置等一覧表</u>			<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
4	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	(略)	4	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	(略)
5	販売契約書（写し）		5	販売契約書（写し）	
6	車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）		6	車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
7	能力基準適合証明書の写し	(略)	7	能力基準適合証明書の写し	(略)
8	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	8	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)
別表第 2 （届出書の添付書面・自動車審査部用）			別表第 2 （届出書の添付書面・自動車審査部用）		
整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等	整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等

1	車両諸元要目表		1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	<u>灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。</u>	2	外観図及び外観写真	<u>(新設)</u>
3	構造装置の概要説明書		3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	(略)		(1) 主要な構造・装置の概要説明書	(略)
	(2) 騒音防止対策説明	(略)		(2) 騒音防止対策説明	(略)
	(3) 排出ガス対策説明	(略)		(3) 排出ガス対策説明	(略)
	<u>(削除)</u>			<u>(4) 高電圧からの乗車人員保護対策説明</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(5) かじ取装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明</u>	<u>協定規則第 79 号に適合しているものを除く。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(6) 電動機型式のラベル説明</u>	<u>記載すべき内容は、少なくとも以下の内容を含むものとする。</u> <u>① ラベルの標示位置及び様式</u> <u>② ラベルに記載する電動機の型式及び打刻の位置</u>
	<u>(4) 改善措置事項説明書</u>			<u>(7) 改善措置事項説明書</u>	
4	保安基準の規定に適合することを証する書面		4	保安基準の規定に適合することを証する書面	
	(1) 保安基準等適合検討書（指定装置等を装着している自動車にあっては、装置指定通知書等又は認定証の写並びに指定装置等一覧表を添付すること。）	<u>指定装置等を装着している場合であって、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに係る認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。</u>		(1) 保安基準等適合検討書（指定装置等を装着している自動車にあっては、装置指定通知書等又は認定証の写並びに指定装置等一覧表を添付すること。）	<u>(新設)</u>
	<u>(削除)</u>			<u>(2) 灯火三面図</u>	
	<u>(2) 技術基準適合証明書</u>	<u>別紙 3 に様式例を示す。</u>		<u>(3) 技術基準適合証明書</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(3) 試験成績書</u>	装置指定通知書等又は認定証の写しの		<u>(4) 試験成績書</u>	装置指定通知書等又は認定証の写しの

① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護試験 ⑦ 歩行者頭部及び脚部保護試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験 ⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTCモード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又は WMTC モード ⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験) ⑪ ガソリン自動車車載	提出がある場合には当該試験成績書の提出は要しない。 ⑫(e)の書面については、ディーゼル自動車であって、平成17年排出ガス規制以前の規制の適用を受ける場合に限る。 ⑬の書面については、自動運行装置を備えている場合に限る。	① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護試験 ⑦ 歩行者頭部及び脚部保護試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験 ⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTCモード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又は WMTC モード ⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験) ⑪ ガソリン自動車車載	提出がある場合には当該試験成績書の提出は要しない。 ⑫(e)の書面については、ディーゼル自動車であって、平成17年排出ガス規制以前の規制の適用を受ける場合に限る。 ⑬の書面については、自動運行装置を備えている場合に限る。
--	---	--	---

式故障診断装置試験 ⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及びWHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) 8モード黒煙 ⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃		式故障診断装置試験 ⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及びWHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) 8モード黒煙 ⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃
--	--	--

料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ②③ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ②④ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部雾灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部雾灯 ②⑤ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験		料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ②③ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ②④ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部雾灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部雾灯 ②⑤ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験
--	--	--

(c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ②⑥ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ポールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ②⑦ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ②⑧ 外装の試験 ②⑨ 外装の手荷物積載用部品の試験 ③⑩ 外装の電波送受信用アンテナの試験 ③⑪ 電磁両立性試験 ③⑫ WNTe 試験		(c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ②⑥ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ポールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ②⑦ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ②⑧ 外装の試験 ②⑨ 外装の手荷物積載用部品の試験 ③⑩ 外装の電波送受信用アンテナの試験 ③⑪ 電磁両立性試験 ③⑫ WNTe 試験
--	--	--

	③③ 燃料消費率試験 ③④ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ③⑤ プログラム等改変システムに関する試験 ③⑥ 自動運行装置に関する試験	
5	能力基準適合証明書の写し	(略)
6	細目告示第20条第3項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	(略)
7	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	(略)

	③③ 燃料消費率試験 ③④ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ③⑤ プログラム等改変システムに関する試験 ③⑥ 自動運行装置に関する試験	
5	能力基準適合証明書の写し	(略)
6	細目告示第20条第3項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	(略)
7	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	(略)

別記様式（略）

別紙

指定装置等一覧表

番号	装置名	指定番号（認定番号）	備考

備考 (1) 当該届出の型式に含まれる指定装置等を全て記載すること。

別記様式（略）

別紙

指定装置等一覧表

番号	装置名	指定番号（認定番号）	備考

備考 (新設)

- (2) 番号欄には装置毎に番号を振り分け、装置の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。
- (3) 指定番号欄には、装置指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。
 なお、改訂シリーズ及び車両に有効な拡大番号を含めた番号とすること。また、拡大番号の取扱いについては、届出者が取得した装置のみに限ることができる。

別紙 2－1～別紙 2－3（略）

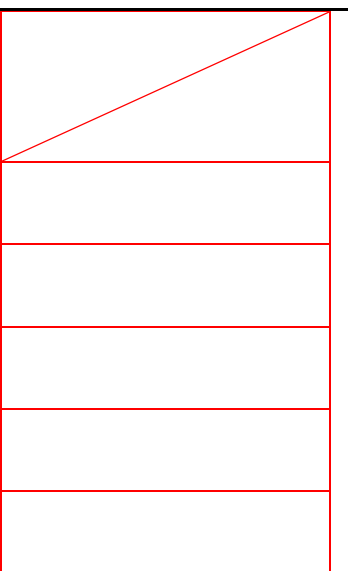
別紙 3 技術基準適合証明書様式例

令和 年 月 日 Date: Y. M. D.		
国 土 交 通 大 臣 殿 To: The Minister to Land, Infrastructure, Transport and Tourism		
技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards		
次の自動車は、下記に掲げる細目告示技術基準又は協定規則に定める基準に適合していることを証明いたします。 This is to certify that the following motor vehicle has complied with the Technical Standards listed below which correspond to the following Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles or Agreement Regulations) below.		
車 名 Make	型 式 Type	通称名 Sales Name
記 Description		

- (1) 番号欄には装置毎に番号を振り分け、装置の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。
- (2) 指定番号欄には、装置指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。
 なお、改訂シリーズを含めた番号とすること。

別紙 2－1～別紙 2－3（略）

(新設)

<u>細目告示技術基準又は協定規則に定める基準</u> <u>Technical Standards (Attachments of Announcement</u> <u>That Prescribes Details of Safety Regulations for Road</u> <u>Vehicles or Agreement Regulations)</u>		
<u>指定製作者等の名称</u> <u>Name of Manufacturer:</u>		

<u>記載方法等</u> <u>1. 記載については、日本語のみ、英語のみ、日英併記の何れでも結構です。</u> <u>2. 各技術基準の右欄については、次の何れかを記載ください。</u> <u>① 適合している技術基準又は協定規則に対応する審査事務規程別添 1</u> <u>試験規程に定める分類番号（例 TRIAS〇〇－〇〇）</u> <u>② 附則 12 に定める同等と認められる外国の試験方法</u> <u>③ 適合している協定規則番号</u> <u>3. 左欄の細目告示技術基準又は協定規則に定める基準は、届出に合わせ追</u> <u>記・削除等を行ってください。</u> 附則 5 車両諸元要目表の記載要領 第 1 総則 1 本要領の適用 本要領は、輸入自動車特別取扱届出に関して作成する車両諸元要目表	<u>(新設)</u> 附則 5 車両諸元要目表の記載要領 第 1 総則 1 本要領の適用 本要領は、輸入自動車特別取扱届出に関して作成する車両諸元要目表
--	--

(以下「諸元要目表」という。)の記載について適用する。 また、電子申請により届出を行う場合には、本記載要領による他、附則5の2の取扱いにより行うこととする。 2 車種別の様式 記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。 <u>また、別途図面や表を添付することで、該当する項目の記載を省略することができる。</u> 3～4 (略) 第2 項目別記載要領 <u>1 自動車の構造等に係る第2号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の記載要領</u> 1-1～1-34 (略) <u>2 自動車の構造等に係る第3号様式の1の記載要領</u> <u>① 構造</u> <u>各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。</u> <u>1. 車両構造上の一般的特徴</u> <u>1.3.2. 操舵軸数及び位置</u> <u>操舵軸の位置及び数を記載する。</u> <u>例 軸数：1 位置：前</u> <u>1.6. 原動機の位置と配置</u> <u>原動機の搭載位置及び配置を記載する。</u> <u>例 取付位置：前 配置：横</u> <u>1.8. 運転位置：左／中央／右</u> <u>運転者席の位置について、記載する。</u> <u>2. 質量及び寸法</u> <u>2.3.1. 各操舵される車軸の輪距</u> <u>操舵輪の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。</u> <u>例 前：1565 後：1570</u> <u>記載値は整数位までとし、末尾を0又は5に丸める。</u>	(以下「諸元要目表」という。)の記載について適用する。 また、電子申請により届出を行う場合には、本記載要領による他、附則5の2の取扱いにより行うこととする。 2 車種別の様式 記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。 3～4 (略) 第2 項目別記載要領 <u>1 自動車の構造等</u> 1-1～1-34 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
--	--

<u>2.3.2. 他の車軸の輪距</u> <u>操舵輪以外の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接</u> <u>地面の中心間距離を記載する。(記載値は2.3.1.の例による)</u>	<u>(新設)</u>
<u>2.8. 車両総重量の許容限度</u> <u>許容限度は、貨物を運送する自動車、乗車定員 11 人以上の乗</u> <u>合自動車及び大型特殊自動車について、当該自動車又は車台に許</u> <u>容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留</u> <u>意して記載する。ただし、大型特殊自動車にあっては、記載を省</u> <u>略して差し支えない。</u> <u>記載値は整数位までとし、末尾を0に丸める。</u> <u>(1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車が製作された場合</u> <u>においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第 11 条第 2</u> <u>項、第 13 条第 2 項（協定規則第 79 号の規則 5.1.4.に限る。）、</u> <u>第 15 条第 2 項第 1 号（協定規則第 13 号の規則 5.1.1.1 及び</u> <u>5.1.1.2 に限る。）、第 5 項第 1 号）、第 6 項第 1 号（協定規則第</u> <u>13 号の規則 5.1.1.1 及び 5.1.1.2 に限る。）、第 17 条第 2 項及</u> <u>び第 22 条第 1 項 1 号（車体を除く）の規定に適合するもので</u> <u>あること。</u> <u>(2) 許容限度は、当該自動車の車台の構造・装置に変更を加えな</u> <u>い場合におけるものであること。この場合において、使用する</u> <u>タイヤの推奨荷重は考慮しないものとする。</u> <u>(3) 許容限度は、当該自動車の構造・装置を総合的に考慮のうえ、</u> <u>安定性及び操縦性が確保される範囲内で定められたものであ</u> <u>ること。</u> <u>(4) 車体の形状により許容限度が相違する場合には、それぞれの</u> <u>限度を併記し、それぞれの形状を付記すること。</u> <u>(5) 同一型式の自動車又は車台であって、構造・装置が相違する</u> <u>ことにより許容限度が異なる場合には、限度を併記し、それぞ</u> <u>れの構造・装置の状態を付記すること。</u> <u>(6) 複軸を有する自動車の軸重については、それぞれの軸重の許</u> <u>容限度の合計を記載すること。</u> <u>なお、それぞれの軸に係る許容限度が相違する場合には、そ</u> <u>れぞれの許容限度を付記すること。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
<u>2.9. 各車軸の許容限度</u>	<u>(新設)</u>

<u>2.8.に則り記載する。</u>	
<u>3. 動力装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2. 内燃機関</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.1. 作動原理及びサイクル</u>	<u>(新設)</u>
<u>内燃機関の作動原理及びサイクルを例により記載する。</u>	
<u>例 作動原理：強制点火／圧縮点火／デュアルフューエルなど</u>	
<u>サイクル：4ストローク／2ストローク／ロータリーなど</u>	
<u>3.2.1.2. シリンダの数と配置</u>	<u>(新設)</u>
<u>原動機のシリンダ数及び配置を記載する。</u>	
<u>3.2.3. 燃料タンク</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.3.1. 主燃料タンク</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及び容量</u>	<u>(新設)</u>
<u>常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。</u>	
<u>容量の値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあっては小数第1位まで記載し、第2位を四捨五入する。</u>	
<u>なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。</u>	
<u>例 数：2 容量：50+50 (L)</u>	
<u>数：1 容量：150 (L) 数：1 容量：20.00 (MPa)</u>	
<u>3.2.3.2. 副燃料タンク</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.3.2.1. 副燃料タンクの数及び容量</u>	<u>(新設)</u>
<u>予備燃料タンクがある場合は、3.2.3.1.1.に則り記載する。</u>	
<u>3.2.8 吸気装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.8.1. 過給機の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>過給機の装備の有無を記載する。</u>	
<u>3.2.8.2. インタークーラーの有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>インタークーラーの装備の有無を記載する。</u>	
<u>3.2.9. 排気装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.9.4. 消音器の型式及び製作者</u>	<u>(新設)</u>
<u>消音器の型式及び製作者を次の例に則り記載する。</u>	
<u>例 主消音器の製作者：ABCDE</u>	

<u>主消音器の型式：123456</u> <u>副消音器の製作者：FGHIJ</u> <u>副消音器の型式：789123</u>	
<u>3.2.9.5. 排気管開口部の位置</u> <u>排気管の開口部の位置を記載する。</u> <u>例 右側後方</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12. 排出ガス発散防止対策</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2. 排出ガス発散防止装置</u> <u>排出ガス発散防止装置の各装置について、装備の有無を記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.1. 触媒の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.2.1. 酸素センサーの有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.3. 二次空気供給装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.4. 排気ガス再循環装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.5. 燃料蒸発ガス抑止装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.6. 微粒子除去装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.7. 車載式故障診断装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.2.8. その他の装置</u> <u>排出ガス発散防止装置について、3.2.12.2.1.から3.2.12.2.7.に該当しない装置がある場合は、装置名を記載する。装置が複数ある場合は、全て記載する。</u> <u>例 NOxセンサー</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3. 電動機</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.1. 形式（巻線、励起）</u> <u>電動機の形式を記載する。</u> <u>例 交流同期電動機</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.1.1.1. 最高出力</u> <u>製作者が定める申告値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。1kW未満のものにあっては、小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.1.1.2. 定格出力</u> <u>ハイブリッド自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車の電動機にあっては、1時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した30分間最大出力を記載する。記載値は小数第1位ま</u>	<u>(新設)</u>

でとし、第2位以下を切り捨てる。ただし、1kW未満のものにあ っては、小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。	
<u>3.3.1.2. 作動電圧</u> 自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は 整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。	(新設)
<u>3.3.2. 充電式エネルギー貯蔵システム (REESS)</u>	(新設)
<u>3.3.2.4. 位置</u> 充電式エネルギー貯蔵システムの搭載位置を記載する。 例 車両後方床下右側	(新設)
<u>4. 変速機</u>	(新設)
<u>4.2. 形式</u> 変速機の形式について、記載する。 例 機械式／油圧式／電気式など	(新設)
<u>4.5. ギヤボックス</u>	(新設)
<u>4.5.1. 形式</u> 変速機の操作形式について、次の例により記載する。 例 マニュアル／オートマチック／CVT（無段変速トランスミ ッション）／など	(新設)
<u>4.6. 変速比</u> ギヤ比を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位を四 捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比 の範囲を記載する。 例 無段変速機の場合：2.326～0.434 1速 4.318 2速 2.544 後退 3.522	(新設)
<u>4.7. 最大設計車速</u> 最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数 第1位以下を切り捨てる。	(新設)
<u>5. 車軸</u>	(新設)
<u>5.3. 形式</u> 各車軸の形式を記載する。 例 前：独立懸架 後：独立懸架	(新設)
<u>6. 緩衝装置</u>	(新設)

<u>6.2. 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計</u> <u>各車軸又は各車輪毎の緩衝装置の形式を記載する。</u> <u>例 前：マクファーソンストラット 後：ダブルウィッシュボーン</u>	(新設)
<u>6.2.1. レベル調整：有／無</u> <u>車高調整装置の有無について、記載する。</u>	(新設)
<u>6.2.3. 駆動車軸用空気ばね：有／無</u> <u>駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。</u>	(新設)
<u>6.2.4. 非駆動車軸用空気ばね：有／無</u> <u>非駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。</u>	(新設)
<u>6.6.1. タイヤ／ホイールの組み合わせ</u>	(新設)
<u>6.6.1.1. 車軸</u>	(新設)
<u>6.6.1.1.1. 前軸</u>	(新設)
<u>6.6.1.1.1.1. タイヤサイズ記号</u> <u>専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車、被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の前車軸に装着するタイヤについては、(JATMA 規格、ETRTO 規格 (The European Tyre and Rim Technical Organisation 欧州のタイヤ規格) 又は TRA 規格 (The Tire and Rim Association 米国のタイヤ規格) (以下「タイヤ規格」という。) に定められた、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。</u> <u>例 195/50R16</u> <u>上記以外の自動車にあっては、JATMA 規格に定められたタイヤの断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。</u>	(新設)
<u>6.6.1.1.1.2. 負荷能力指数</u> <u>車両の前車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、負荷能力指数を記載する。</u> <u>例 91</u>	(新設)
<u>6.6.1.1.1.3. 速度区分記号</u> <u>車両の前車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、速度区分記号を記載する。</u> <u>例 H</u>	(新設)

<u>6.6.1.1.1.4. ホイールリムサイズ</u> <u>車両の前車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。</u> <u>例 16×6 1/2J</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.1.5. ホイールオフセット</u> <u>車両の前車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側をmm表示で記載する。</u> <u>例 inset40</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2. 後軸</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.1. タイヤサイズ記号</u> <u>車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.2. 負荷能力指数</u> <u>車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、負荷能力指数を記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.3. 速度区分記号</u> <u>車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、速度区分記号を記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.4. ホイールリムサイズ</u> <u>車両の後車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.1.2.5. ホイールオフセット</u> <u>車両の後車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側をmm表示で記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.6.1.2. スペアホイール</u> <u>応急用タイヤを装備している場合、6.6.1.1.1. から 6.6.1.1.1.4. に則り記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.7. タイヤ空気圧監視システム</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.7.1. 装備：有／無</u> <u>タイヤ空気圧監視システムの装着の有無を記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>7. かじ取装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.2. 伝達及び制御</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.2.1. かじ取装置の形式</u>	<u>(新設)</u>

<u>かじ取装置の形式について記載する。後輪も操舵する場合は、後輪側も記載する。</u>	
<u>例 ラック&ピニオン式</u>	
<u>7.2.2. かじ取装置の詳細</u>	<u>(新設)</u>
<u>かじ取装置からホイールまでの接続方法を記載する。</u>	
<u>例 機械式（タイロッド～車軸）</u>	
<u>7.2.3. 支援機能（有する場合）</u>	<u>(新設)</u>
<u>補助機能の方式を記載する。</u>	
<u>例 電気機械式</u>	
<u>7.4. 緊急車線維持装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.4.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>7.5. 車線逸脱警報装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.5.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>7.6. 補正操舵機能</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.6.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>8. 制動装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>8.5. ABS の装備の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>8.9. 制動装置の詳細</u>	<u>(新設)</u>
<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車以外の自動車にあ</u>	
<u>っては、協定規則第 13 号 附属書 2 第 12 項又は協定規則第 13H</u>	
<u>号 附属書 1 第 14 項、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動</u>	
<u>車にあっては協定規則第 78 号附則 1 第 15.4.項にそれぞれ記載</u>	
<u>されているブレーキシステムの簡単な説明などを参考に記載す</u>	
<u>る。</u>	
<u>例 主ブレーキ：油圧式（電気制御付）、駐車ブレーキ：電気式</u>	
<u>後輪制御</u>	
<u>8.12. 衝突被害軽減制動制御装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>8.12.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>9. 車体</u>	<u>(新設)</u>

<u>9.3. 乗員ドア、ラッチ及びヒンジ</u>	<u>(新設)</u>
<u>9.3.1. ドア形状と数</u>	<u>(新設)</u>
乗降扉の数を左側面、右側面及び後面に分けて記載する。 例 右2 左2 後1	
<u>9.9. 視野確保装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>9.9.1. 後写鏡</u>	<u>(新設)</u>
<u>9.9.1.1. 製作者名</u>	<u>(新設)</u>
車室外及び車室内の後写鏡について、製作者名を記載する。 例 車室外：右側 AAA 左側 BBB 車室内：CCC	
<u>9.9.1.3. バリエーション</u>	<u>(新設)</u>
製作者固有の呼称（品番を含む）又は型式など、当該後写鏡を 特定できるものを記載する。 例 車室外：右側 AAA 左側 BBB 車室内：CCC	
<u>9.9.2. 後方等確認装置</u>	<u>(新設)</u>
該当する装置がある場合は、記載する。 例 クラスⅠ CMS	
<u>9.10. 乗車装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>9.10.3. 座席</u>	<u>(新設)</u>
<u>9.10.3.1.1. 位置と配置</u>	<u>(新設)</u>
着席位置毎の乗車定員を記載する。 例 前席：2 後席1列目：2 後席2列目：3	
<u>9.12.2. 補助拘束装置の種類及び位置</u>	<u>(新設)</u>
補助拘束装置（エアバッグ、シートベルトプリテンショナー、 シートベルトフォースリミッターなど、乗員を安全に拘束する補 助装置をいう。）の種類及び配置を記載する。シートベルトの記載 にあっては、協定規則第 16 号に定められた追加記号を使用して 記載してもよい。 例 エアバック（前、横、膝） シートベルト前席（プリテンショナー、フォースリミッ ター） 後席1列目（プリテンショナー） 後席2列目（プリテンショナー OP）	

<u>シートベルト前席 Aer4mp (AIR BAG)</u>	
<u>後席 1 列目 Ar4m</u>	
<u>後席 2 列目 Aer</u>	
<u>12. その他</u>	<u>(新設)</u>
<u>12.8. 事故自動緊急通報装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>12.8.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>12.9. 車両接近通報装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>12.9.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>12.16. 事故情報計測記録装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>12.16.1. 装備：有／無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>17. 自動運行装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>装備の有無を記載する。</u>	
<u>② 性能</u>	<u>(新設)</u>
<u>1. 制動停止距離</u>	<u>(新設)</u>
<u>乗用自動車（細目告示第 15 条第 3 項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第 15 条第 2 項第 2 号ロの規定により同条第 3 項の規定を適用する自動車に限る。）にあっては「協定規則第 13H 号の技術的要件」、貨物自動車等（細目告示第 15 条第 2 項（同項第 2 号ロの規定により同条第 3 項の規定を適用する場合を除く。）及び第 6 項に規定する自動車）にあっては「協定規則第 13 号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて積載状態で測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。</u>	
<u>なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第 1 位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第 2 位までとし、第 3 位以下を切り捨てる。</u>	
<u>例 56(100)</u>	
<u>6.70 m/s²(100)</u>	
<u>2. JH25 モード燃料消費率</u>	<u>(新設)</u>
<u>CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車(車両総</u>	

重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、燃料消費率算定実施要領第 2 条の規定に基づきエネルギー消費効率相当値を算定する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値又は製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値を基礎として算定した値(以下「JH25 モード燃料消費率」という。)を次により記載するものとし、1-34-5 に規定する重量車燃料消費率区分の記号を()書きで付記する。ただし、別添「輸入自動車特別取扱要領」で定める第 2 号様式の 1 (車両諸元要目表)又は第 2 号様式の 2 (車両諸元要目表)に JH25 モード燃料消費率を記載した自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

なお、記載値は 1-34-4 と同様に記載する。

3. 都市間走行モード燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率)

軽油、軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、燃料消費率算定実施要領第 2 条の規定に基づきエネルギー消費効率相当値を算定する自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」(CNG 又は LNG を燃料とする自動車にあっては審査事務規程別添の試験規定)に基づいて測定した値又は製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値を基礎として算定した値(以下「都市間走行燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率)」という。)を 1-34-4 と同様に記載することができる。

4. LMH 燃料消費率

WLTC モード燃料消費率が測定された自動車にあっては審査事務規程別添の試験方法又は協定規則第 154 号に基づき測定された値及び製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める各フェーズ固有値を次により記載する。

(ア) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、以下の通りとする。

(a) 10.0 km/L 未満

使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・(km/L)

(b) 10.0 km/L 以上

使用する数値は、10.0 km/L を基準に 0.2 km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

(新設)

(新設)

例 10.0 10.2 10.4・・・20.0 20.2 20.4・・・(km/L)	
3 自動車の構造等に係る第3号様式の2の記載要領	(新設)
① 構造	(新設)
各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。	
1. 車両構造上の一般的特徴	(新設)
1.3. 車軸及び車輪の数	(新設)
車軸及び車輪の数を記載する。	
1.3.1. 複輪を有する車軸	(新設)
複輪を有する場合、装着される軸を記載する。	
例 前車軸	
1.8. 動力性能	(新設)
1.8.1. 最大設計車速	(新設)
最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。	
2. 質量及び寸法	(新設)
2.2. 車両寸法の範囲	(新設)
2.2.5. 輪距	(新設)
2.2.5.1. 前部輪距	(新設)
空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位を切り捨てる。なお、二輪自動車にあっては前車軸に複輪が装備されている場合に記載するものとする。	
2.2.5.2. 後部輪距	(新設)
空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位を切り捨てる。なお、二輪自動車にあっては後車軸に複輪が装備されている場合に記載するものとする。	
3. 原動機の一般特性	(新設)
3.2. 内燃機関	(新設)
3.2.1.2. 作動原理	(新設)
内燃機関の作動原理を例により記載する。	
例 作動原理：強制点火／圧縮点火など	

<u>3.2.1.3. サイクル</u>	<u>(新設)</u>
<u>内燃機関のサイクルを例により記載する。</u>	
<u>例 サイクル：4ストローク／2ストローク／ロータリーなど</u>	
<u>3.2.1.4. シリンダ</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.1.4.1. 数</u>	<u>(新設)</u>
<u>原動機のシリンダ数を記載する。</u>	
<u>3.2.1.4.2. 配置</u>	<u>(新設)</u>
<u>原動機のシリンダの配置を記載する。</u>	
<u>3.2.12. 排気システム及び制御</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.2.12.5. 排気騒音低減装置の型式、マーキング</u>	<u>(新設)</u>
<u>消音器の型式又は当該消音器を特定する製作者固有の呼称を記載する。</u>	
<u>例 主消音器の型式：123456</u>	
<u>副消音器の型式：ABCDEF</u>	
<u>3.2.12.8. 繊維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>繊維性材料を含有する消音器の装備の有無を記載する。</u>	
<u>3.3. 純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.3. 電動機</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.3.1. 電動機の数</u>	<u>(新設)</u>
<u>電動機の数に記載する。</u>	
<u>3.3.3.2. 方式（巻線、励磁）</u>	<u>(新設)</u>
<u>電動機の形式を記載する。</u>	
<u>例 交流同期電動機</u>	
<u>3.3.4. 原動機用蓄電池</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.1. 主原動機用蓄電池</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.4.1.1. 電池のセル数</u>	<u>(新設)</u>
<u>主原動機用蓄電池のセル数に記載する。</u>	
<u>3.3.4.1.3. 容量（Ah）</u>	<u>(新設)</u>
<u>主原動機用蓄電池の容量に記載する。記載は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。</u>	
<u>3.3.4.1.4. 電圧（V）</u>	<u>(新設)</u>
<u>主原動機用蓄電池の作動電圧に記載する。記載は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。</u>	
<u>3.3.4.2. 副原動機用蓄電池</u>	<u>(新設)</u>

<u>3.3.4.2.1. 電池のセル数</u>	<u>(新設)</u>
<u>副原動機用蓄電池のセル数を記載する。</u>	
<u>3.3.4.2.3. 容量 (Ah)</u>	<u>(新設)</u>
<u>副原動機用蓄電池の容量を記載する。記載は整数位までとし、</u>	
<u>小数第1位を四捨五入する。</u>	
<u>3.3.4.2.4. 電圧 (V)</u>	<u>(新設)</u>
<u>副原動機用蓄電池の作動電圧を記載する。記載は整数位までと</u>	
<u>し、小数第1位を四捨五入する。</u>	
<u>3.3.5. ハイブリッド電気自動車</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.3.5.1. エンジン又は電動機の組合せ</u>	<u>(新設)</u>
<u>エンジン又は電動機の組合せについて記載する。</u>	
<u>例 エンジン1／電動機2</u>	
<u>3.3.5.2. ハイブリッド電気自動車のカテゴリー</u>	<u>(新設)</u>
<u>外部充電／非外部充電の別を記載する。</u>	
<u>3.5. 動力伝達装置及び制御</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.2. クラッチ</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.2.1. 方式</u>	<u>(新設)</u>
<u>方式について記載例を参考に記載する。</u>	
<u>例 機械式／液圧式／電気式など</u>	
<u>3.5.3. 変速機</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.5.3.3. 方式</u>	<u>(新設)</u>
<u>方式について記載例を参考に記載する。</u>	
<u>例 機械式／液圧式／電気式／マニュアル／オートマチック</u>	
<u>など</u>	
<u>3.5.4. 変速比</u>	<u>(新設)</u>
<u>変速比を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位を四</u>	
<u>捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比</u>	
<u>の範囲を記載する。</u>	
<u>例 無段変速機の場合：2.326～0.434</u>	
<u>1速 4.318</u>	
<u>2速 2.544</u>	
<u>後退 3.522</u>	
<u>3.7. 緩衝装置及び制御</u>	<u>(新設)</u>
<u>3.7.1. 懸架装置及びその制御システムの概要説明</u>	<u>(新設)</u>

各車軸の懸架装置及びその制御システムの概要を簡潔に記載する。	
例 前軸：倒立フォーク／テレスコピック／ボトムリンクなど 後軸：モノサスペンション／スイングアームなど	
3.7.6. ショック・アブソーバーの有無	(新設)
各車軸のショック・アブソーバーの装備の有無を記載する。	
4. 環境性能に関する一般情報	(新設)
4.1. 排出ガス発散防止装置	(新設)
4.1.2. から 4.3.1. の各記載項目について、排出ガス対策説明書等に記載の旨を示した場合は、記載を省略することができる。	
4.1.2. 触媒コンバータ	(新設)
4.1.2.1. 数	(新設)
触媒コンバータの数を記載する。	
4.1.2.9. 位置	(新設)
触媒コンバータの装着位置を記載する。	
例 主消音器内 排出ガス対策説明書に記載	
4.1.3.2. 酸素センサーの位置	(新設)
酸素センサーの位置を記載する。	
例 触媒前後 排出ガス対策説明書に記載	
4.1.4.1. 二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明	(新設)
二次空気供給装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。	
4.1.5.1. 排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明	(新設)
排気ガス再循環装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。	
4.1.6.3. 微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明	(新設)
微粒子除去装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。	
4.1.8. その他の排出ガス発散防止装置	(新設)
4.1.8.1. 作動原理	(新設)
4.1.2. から 4.1.6.3. に該当しない排出ガス発散防止装置がある場合は、その概要を記載する。	

<u>4.2. ブローバイ・ガス還元装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>4.2.1. ブローバイ・ガス還元装置の構成</u>	<u>(新設)</u>
<u>ブローバイ・ガス還元装置の概要説明を記載する。排出ガス対策説明書等に記載の場合はその旨を記載することで、記載を省略できる。</u>	
<u>4.3. 燃料蒸発ガス抑止装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>4.3.1. 燃料蒸発ガス抑止装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>燃料蒸発ガス抑止装置の装備の有無を記載する。</u>	
<u>6. 安全機能に関する情報</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.2. 制動装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.2.2.1. 前輪、後輪及び側車の制動装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>各車軸及び側車の制動装置について、ディスクブレーキ又はドラムブレーキの別を記載する。</u>	
<u>例 前輪：ディスク 後輪：ドラム 側車：ドラム</u>	
<u>6.2.2.2. 駐車ブレーキ</u>	<u>(新設)</u>
<u>駐車ブレーキを備えている場合は、制動車輪及び制動形式を記載する。</u>	
<u>例 後輪、ドラム</u>	
<u>6.2.2.3. その他の制動装置</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.2.2.1 及び 6.2.2.2. 以外の制動装置を備える場合は、装置の概要を記載する。</u>	
<u>6.2.4. ABS／CBS</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.2.4.1. ABS の装備の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>ABS の装備の有無を記載する。</u>	
<u>6.2.4.2. CBS の装備の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>CBS の装備の有無を記載する。</u>	
<u>6.2.4.3. ABS 及び CBS の装備の有無</u>	<u>(新設)</u>
<u>ABS 及び CBS の装備の有無を記載する。</u>	
<u>6.12. 後方視認</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.12.1. 後写鏡</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.12.1.1. 後写鏡の位置</u>	<u>(新設)</u>
<u>ミラー式の後写鏡の位置を記載する。外観図に記載している場合は、記載を省略してもよい。</u>	
<u>6.12.2. 後写鏡以外の間接視界装置</u>	<u>(新設)</u>

<u>6.12.2.1. 装置の説明</u>	<u>(新設)</u>
<u>ミラー式以外の間接視界装置を備えている場合は、その概要を記載する。</u>	
<u>例 ハンドル左右に CMS を装備</u>	
<u>6.18. タイヤ／ホイールの組み合わせ</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.18.1. タイヤ</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.1. タイヤサイズ記号</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.18.1.1.1. 前軸</u>	<u>(新設)</u>
<u>車両の前車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。</u>	
<u>例 150/80R16M/C</u>	
<u>6.18.1.1.2. 後軸</u>	<u>(新設)</u>
<u>車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。</u>	
<u>6.18.1.1.3. 側車</u>	<u>(新設)</u>
<u>車両の側車に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。</u>	
<u>6.18.1.2. 負荷能力指数</u>	<u>(新設)</u>
<u>車両の各車軸及び側車に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、負荷能力指数を記載する。</u>	
<u>例 71</u>	
<u>6.18.1.3. 速度区分記号</u>	<u>(新設)</u>
<u>車両の各車軸及び側車に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、速度区分記号を記載する。</u>	
<u>例 V</u>	
<u>6.18.2. ホイール</u>	<u>(新設)</u>
<u>6.18.2.1. ホイールリムサイズ</u>	<u>(新設)</u>
<u>車両の各車軸及び側車に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。</u>	
<u>7. 車両構造に関する情報</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.5.1. 燃料タンク</u>	<u>(新設)</u>

<u>7.5.1.1. 主燃料タンク</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.1.1. 主燃料タンクの容量</u>	<u>(新設)</u>
常用使用する燃料タンクの容量を記載する。	
容量の値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあっては小数第1位まで記載し、第2位を四捨五入する。	
なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。	
例 容量：13 (L)	
容量：20 (L)、最高充填圧力：15.00 (MPa)	
<u>7.5.1.2. 副燃料タンク</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.5.1.2.1. 副燃料タンクの容量</u>	<u>(新設)</u>
予備燃料タンクがある場合は、7.5.1.1.1.に則り記載する。	
<u>7.6. 車載式故障診断装置の機能要件</u>	<u>(新設)</u>
<u>7.6.1.1. 車載式故障診断装置の有無</u>	<u>(新設)</u>
車載式故障診断装置の装備の有無を記載する。	
②性能	<u>(新設)</u>
制動停止距離	<u>(新設)</u>
二輪自動車等（細目告示第15条第4項に規定する自動車及び細目告示第242条第2項に規定する原動機付自転車）にあっては、「協定規則第78号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し、制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。	
なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第1位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。	
また、1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができない二輪自動車等にあっては、前輪の制動装置のみを作動させた場合及び後輪の制動装置のみを作動させた場合の値を各々記載し、1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができる連動式又は分配式の制動装置を備えた二輪自動車等にあっては、主たる操作装置で制動装置を作動させた場合の値及び連動式にあっては、主たる操作装置以外の操作装置で制動装置を作動さ	

せた場合の値を各々記載する。

例 前：25 (60)、後：41 (60)

前：3.9m/s² (60) , 後：2.3m/s² (60)

連動：25 (60)、補助：41 (60)

連動：3.9m/s² (60) , 補助：2.3m/s² (60)

分配：25(60)

分配：3.9m/s² (60)

(削除)

附則 5 の 2 電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領

第 1 ～第 3 (略)

別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 から 85 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり(半角、小文字)とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

5 2の添付書面については、TXT形式で提出すること。

6 81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～80 (略)			
<u>81</u>	<u>特定共通構造部(多仕様自動車)の範囲</u>	<u>EXCEL形式</u>	<u>souchihani</u>
<u>82</u>	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>naibutousei</u>
<u>83</u>	<u>FMVSSに適合していることを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>fmvsstekigou</u>

2 原動機(内燃機関)～28 備考(仕様等に係る事項)

附則 5 の 2 電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領

第 1 ～第 3 (略)

別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり(半角、小文字)とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

(新設)

(新設)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～80 (略)			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

84	<u>安全性確保及び公害防止に係る書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>anzenkakuho</u>
85	<u>改善措置を行う能力を有することを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>kaizennouryoku</u>

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

別紙2～別紙1-2 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1. ～2. (略)

別表

区 別 項 目		対 象		備 考
		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	その他の自動車	
寸法（略）				
乗車装置	乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○	○ ○ ○ ○	設計標準位置の場合 にあっては、数値に 「(標準)」と付記す ること。 <u>二輪自動車及び側車 付二輪自動車は記載 を省略することがで きる。</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

別紙2～別紙1-2 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1. ～2. (略)

別表

区 別 項 目	対 象		備 考
	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	その他の自動車	
寸法（略）			
乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○	○ ○ ○ ○	設計標準位置の場合 にあっては、数値に 「（標準）」と付記す ること。 <u>（新設）</u>

荷台・客室（略）				
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車は記載を省略することができる。</u>
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○	○	
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				

（注）１．～３．（略）

別記様式１～別記様式２（略）

附則７～附則１０（略）

附則１２ 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

荷台・客室（略）				
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○	○	
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				

（注）１．～３．（略）

別記様式１～別記様式２（略）

附則７～附則１０（略）

附則１２ 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

は、別表のとおりである。

別表

保安基準、 細目告示及 び適用関係 告示 告示条項	技術基準	同等と認められる外国の 試験方法	最終確認年月 日
細目告示第11条第3項第1号～細目告示第67条（略）			
<u>細目告示第 67条の7 第1項</u>	<u>眠気警報装置 の技術基準</u>	<u>ECE 182 EEC 2021/1341</u>	<u>令和8年9月 30日</u>
<u>細目告示第 67条の8 第1項</u>	<u>脇見警報装置 の技術基準</u>	<u>ECE 183 EEC 2023/2590</u>	<u>令和8年9月 30日</u>
細目告示第68条第1項第2号～細目告示第70条（略）			

備考1～5（略）

附則13～附則16（略）

附 則

令和8年9月30日改正（国自審第1685号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和8年9月30日より施行する。
2. 令和9年4月1日以前に新たな型式の届出を行う場合は、改正後の別紙別表第3号様式の1及び第3号様式の2に定める規定に係らず、従前の例によることができる。
3. 令和8年9月30日以降に変更届出を行う場合は、改正後の別紙別表第3号様式の1及び第3号様式の2に定める規定に係らず、当分の間、従前の例によることができる。

は、別表のとおりである。

別表

保安基準、 細目告示及 び適用関係 告示 告示条項	技術基準	同等と認められる外国の 試験方法	最終確認年月 日
細目告示第11条第3項第1号～細目告示第67条（略）			
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
細目告示第68条第1項第2号～細目告示第70条（略）			

備考1～5（略）

附則13～附則16（略）

（新設）